

書 評 と 紹 介

古川孝順著

『社会福祉基礎構造改革』

その課題と展望』

評者：杉村 宏

1 本書のねらい

著者は1990年代以降の著作で現在の社会福祉改革に関して、もっとも積極的に発言している研究者の一人である。本書は1991年の『児童福祉改革』、1995年『社会福祉改革 - そのスタンスと理論』につぐ、社会福祉改革シリーズ3部作目であるが(はしがき)、これらは現在進行している社会福祉の諸改革に関する著者のいわば「評論」である。彼の近著のもう一つの流れは、こうした社会福祉をめぐる諸改革をパラダイムの転換としてとらえ、転換期における社会福祉のありようと社会福祉研究のありよを問う、一連の「パラダイム転換論」とも言うべき著作がある。その出発点に位置するものは1992年に編した『社会福祉供給システムのパラダイム転換』であるが、その後主なものだけでも『社会福祉学序説』(1994)、『社会福祉のパラダイム転換 - 政策と理論 - 』(1997)、編著『社会福祉21世紀のパラダイム 』(1998)などがある。

前者の「評論」はおもに諸改革の実態分析に当てられており、後者の「パラダイム転換論」はむしろ改革の理論的問題を扱っているが、こ

のような研究経過の中での本書の位置は、「社会福祉改革」以来の問題意識を政策と理論から問題にした「社会福祉のパラダイム転換」と対をなすものであるが、社会福祉基礎構造改革における主要な問題点の指摘と課題・展望の提示がテーマとなっている。したがって本書の目的は、1980年代にはじまる福祉改革が、世界史的な転換期における新たな社会福祉のありよを模索してきた中で、その方向を明確にした「社会福祉基礎構造改革」構想の課題と展望を検討することにある。

著者の整理によれば社会福祉構造改革は、1980年代以降の社会福祉費用の抑制と機関委任事務の団体委任事務化を特徴とする「調整改革」、社会福祉の地域化、計画化、総合化の推進をはかる「機能改革」を経て第3ステージにあるとされ、その特徴は社会福祉の伝統、理念、体系、運営、サービスの質、援助活動のあり方などを問う、全般的な改革という意味での「構造改革」であるという(第2章)。

2 分析の視角と構成

このような基礎構造改革の課題と展望を検討するために、著者自身は明示していないが2つの視角を提示しているように思われる。一つは歴史的な視角からこの改革の性格を明らかにすることであり、第2には、社会福祉改革の理念は行財政改革の理念によっていわば「外から与えられた」ものであるが、それを内発的な改革といかに関連付けて理解し、展望につなげ得るかという視点である。全体は6章で構成されているが、やや長いプロローグを含めると7章構成の著作とみることができる。

プロローグ「供給者本位から利用者本位へ - 社会福祉供給システムのパラダイム転換」と、

第1章「社会福祉改革の現在 - 戦後福祉改革から基礎構造改革まで」が、社会福祉基礎構造改革の歴史的な位置付けを明確にする作業にあてられており、第2章「基礎構造改革の論点 - 社会福祉事業等のあり方に関する検討会報告」、第3章「児童福祉改革 - 措置から選択的利用へ」および、第6章「基礎構造改革の意義と課題 - 中社審社会福祉構造改革分科会中間報告」の3編は、基礎構造改革を提起した分科会報告の検討を通して、その全般的改革の意義と問題点を指摘している。

第4章「社会福祉改革と民生委員・児童委員 - 地域福祉の先端を担う」、第5章「オンブズマン制度の意義と機能 - 東京中野区、そして川崎市」、エピローグ「社会福祉21世紀への展望」の3編は、今後の社会福祉のあり方に関する論点を整理したものである。

なおプロローグと第5章の論文は、1992年の「社会福祉供給システムのパラダイム転換」から再録しているが、その他の論文は1997年～98年に書かれたものである。ここでは紙面の都合で、本書の中心的な課題である基礎構造改革に直接関連する「社会福祉事業等のあり方に関する検討会報告」(以下「検討会報告」)と「社会福祉構造改革分科会中間報告」(以下「中間報告」)を取り扱った著作に焦点を当てて論評する。

3 本書の意義と課題

著者の社会福祉構造改革に対する立場は、基本的な論点ではかなり批判的であり、その実効性に関しても懐疑的であるように見受けられる。しかし他方で著者は、現代の社会福祉状況は国民国家的境界の持つ比重の相対的低下に伴うグローバリゼーションとコミュニナリゼーションの同時進行と、脱規制化の下での市場における自由な競争の徹底を求めるグローバルスタンダードの実現という世界史的な転換期にあって

は、社会福祉の構造もこうした方向で改革されざるを得ないという現実的な認識をもっており(第1章)、中央社会福祉審議会等の改革構想を批判的に検討し、可能な限り実効性のある改革につなげようとする立場に立っている。こうしたまことに困難な課題を、先にみた2つの視角によって分析しようとしているから、本書の評価はさしあたりこうした視点がどの程度有効であったかということからはじめたい。

歴史的な視点での分析では、先に触れたように1980年代から本格化する社会福祉構造改革をその改革の性格から3段階に整理して提示し、今日の基礎構造改革の歴史的な意味合いを明確にしているだけではなく、戦後社会福祉史における現代の福祉改革の意味に関して、戦後民主化の一環として行われた社会福祉改革との対比で現在の改革の本質に迫ろうとしている点で注目される。

「分科会報告」などにおける戦後改革の中で形成された社会福祉の構造に関する認識は、戦後の混乱と窮乏という特殊な状況の下における保護と措置に偏った社会福祉であるとしてその改革の必要性を強調しているが、このような認識に対して著者は、戦後改革期に確立した国家責任原則は単に敗戦直後の政治的、社会経済的な混乱期の被占領下という特殊な状況の産物として位置付けられるべきものではなく、社会福祉の近代化をめざしてきた苦難の歴史の所産であるという世界史的な視点の必要性を強調している。こうした認識の根拠となる戦後社会福祉の分析に関して本書では省略されているが、「社会福祉のパラダイム転換 - 政策と理論」では、GHQ指令「社会救済」の源泉にまでさかのぼって解明されており、こうした歴史分析を踏まえて説得的である。

更にこのような認識を前提にして、社会福祉制度も社会制度のひとつであり特殊な「聖域」

としてグローバルスタンダードの受入を拒否できないとしても、社会福祉の領域のすべてにグローバルスタンダードの根底に横たわる市場原理の適用が可能かどうか、慎重に検討する必要があることを指摘する。

第2章「基礎構造改革の論点」では、「分科会報告」の改革構想はそもそもこうした前提を欠いており、社会福祉の国家責任原理をあいまいにしたり、規制緩和や市場原理の安易な導入が構想されている点に関して、利用者、供給者、社会福祉法人の3者を取り上げて、基礎構造改革の問題点を指摘している。

利用者に関しては、「分科会報告」の改革構想が弱者保護的なサービスから個人の自立を支援するサービスへの転換をめざして、契約による利用者と提供者の対等な関係の実現をはかるとしているが、現実には契約による利用という方式において想定しているような自己決定・自己責任能力・当事者能力の持ち主であるとは限らない点を指摘し、契約による福祉サービスの合理的配分という構想を現実的ではないと断じている。

したがってまた、サービスの供給システムに市場原理を導入し、民間非営利組織や営利組織の参入による競争こそが福祉サービス提供の効率化と質の向上に資するという改革構想の立場についても、利用者の中に少なからず自己決定や自己責任の能力に乏しい人々を含んでいることを前提にするならば、そのような人々を巻き込む競争が効率化や質の向上をもたらすどころか利用者に不利益をもたらすものであること、また競争の結果福祉サービスの提供者の破産や事業撤退が、利用者の生活維持に致命的な影響を及ぼす危険性をはらんでいることを指摘する。さらに社会福祉サービス提供者の行動原理は、本来フォーミッション（使命追求）であり、この原理が自己を規制し鼓舞するような行動の

継続を可能にしている源泉であるが、営利組織はフォープロフィット（利益追求）が行動原理であり、社会福祉サービス提供者にふくめることは適当でないとしている。

しかし他方で社会福祉法人の設立条件を緩和し、非営利組織だけでなく営利組織による社会福祉法人設立も容易にすることによって、多様な基盤と背景を持つ社会福祉法人がミッションオリエンテッド（使命追求的）な競争を行うことが奨励されている。

また公的責任の所在を明らかにする措置制度から個人責任による契約制度への移行に関しても、保育行政で実施されるようになった選択申請利用方式を、契約利用と競争の利点を追求する方式として積極的な評価をしている。

このような分析をふまえて、これからの社会福祉に関する提言として、一定の範囲における選択申請利用方式を導入し、後見制度、苦情処理制度などの創設によって利用者民主主義を促進すること、提供組織の多様化、分権化、脱規制化および市民参加とともに、高度の専門職の養成と適正な品質競争を通じてサービス料と質の向上を図ること、新しい公的責任は市町村によって担われ、多様な組織の参加を得て、自主的、自立的に運営される自治型の社会福祉を推進すること、国や都道府県の役割は、新たな社会福祉を可能にするためのハード・ソフト両面の環境整備にあること、の4点があげられている。

これらの提言は、現に進行しつつある社会福祉改革の方向とおおむね合致しているが、本書の分析から必然的に導き出されたものとしてみるには多少の違和感を覚える。それは分析の視角である歴史的な視点での分析と、外在的契機を内在的改革の契機としてとらえ直す視点での分析が齟齬をきたしているからのように思われる。

著者の戦後社会福祉に関する歴史認識は、「分科会報告」などの改革構想によって立つ歴史認識とは明らかに異なっており、国家責任のあいまい化、市場原理を前提とする安易な契約制度の導入、営利組織の社会福祉への参入などに関しては、歴史的視点からの分析を通して厳しく批判しているが、改革の現状分析では「一部規制付きの市場原理」、選択申請利用制度を介しての契約制度の導入、社会法人設置基準の規制緩和による営利団体の参入などを容認することになる。つまり「改革の外在的契機の内在化」には成功していないのである。著者が基礎構造改革の議論を通じてもっとも懸念していたことは、実はこの点にあった。

すなわち、「自己責任、分権化、脱規制化、競争、民営化などのキーワードに象徴される改革の方向や契機が社会福祉の外側から、いわば外在的に与えられて」いたのである。しかし社会福祉も社会システムの一つであるかぎり、「一般社会に適用される論理がそのまま通用する普通の世界であることが求められ」「社会福祉は外側に向かって内側に向かって、普通一般の世界であることに努め、そのことを明らかにしなければならぬ」と考え、外在的契機を社会福祉改革の内在的契機に転換しうべき道を探ったのが本書であろう。

社会福祉研究に身を置くものとして、社会福祉が直面している困難を外側から論評することは易いが、その内部に分け入って諸困難を改革の内在的改革的契機に転化しようとすることは容易でないし、こうした努力は評価されなければならない。しかし著者の懸念であった基礎構造改革の方向や契機が政治的に社会福祉の外側から与えられ、基礎構造改革がそうした政治そのものの実現にほかならないことの意味を問い直すことに努力を傾注することがより重要であるように思う。

著者は「中間報告」の討議の流れを、「利用者を弱者保護の対象として捉えるサービスから個人の自立と自己実現を支援するサービスへの転換」「利用者による選択」「措置から契約への転換」「サービス提供に対する民間営利組織の参入の促進とそれによる適正な競争の導入」「施設経営の透明性の確保」「施設整備の方策」と整理しているが、これらにそって改革された現実に関する評価は厳しい。たとえば児童福祉改革の総合的評価では、

利用者民主主義の前進と不徹底、分権化、地域化の不徹底をあげてその実効性に疑問を呈しているし(第3章)、選択に基づく競争が質の向上に結び付くかどうかは、情報の適切な開示と外部評価および適切な選択をしうるための支援サービスの必要性などいくつもの条件を付したうえでなお、サービスの効率化が社会福祉の目的や性格を前提にしないならば、社会福祉の機能は損なわれその存在意義を喪失することになるとさえ指摘している(第6章)。

しかも介護保険の導入に関わって、「社会福祉が社会的弱者に対する施策であることをやめ、一般化、普遍化をめざすことによって、その本来の対象である社会的弱者が切り捨てられたり、不利益を被ることにならないか」と指摘しているが、こうした視点こそ社会福祉改革を考えるうえでもっとも重要なことなのではないか。

社会福祉が社会一般に適用される論理が通用しないサブシステムであることから脱する必要については認めるが、それは社会福祉における国家責任をあいまいにする分権化とナショナルミニマムを解体する規制緩和を受け入れ、日々の生活の維持にも事欠く人々に負担を強要する自己責任を追及し、利潤追求を第一義とする営利企業と競争することによって達成されるものではないであろう。

社会一般に認められる論理も、ここに例示したようなものではないはずであり、こうした偏った論理に沿って社会福祉の社会システム化をはかるのではなく、社会的弱者が切り捨てられたり、障害を持っていることが社会的不利になることがないように社会福祉の論理を、社会一般の論理にしていくことが今求められていると言える。

エピローグ「社会福祉21世紀への展望」は、そのような視点に立った社会福祉の将来展望の素描のように思われる。

福祉国家の理念と政策が、東西の冷戦構造のなかでケインズ主義的な繁栄に支えられ、限定された時代の産物のように見ることについては異論があるが、基本的人権としての生活権の保障、社会的な平等と公正の確保という福祉国家の理念を発展的に継承することに将来展望を見出そうとする立場は、おおかたが共感するところであろう。

著者はこうした福祉国家の理念の発展的継承を、コミュニゼーション概念に基づく自治型の社会福祉に求めており、今後の課題として大いに期待したいが、政策推進者の社会福祉改革構想もこのような展望を実現するための歴史分析と現状分析を出発点にすべきであろう。

いずれにしても、本書は社会福祉の改革を検討するうえで欠かせない好著である。

(古川孝順著『社会福祉基礎構造改革 その課題と展望』誠信書房、vii + 302頁、2800円 + 税)

(すぎむら・ひろし 北海道大学教育学部教授)

遠藤公嗣著
『日本の人事査定』

評者：石田 光男

1 概観

著者自身の言葉によれば本書は「実証的分析によって、人事査定制度の日本の特徴を重点的に描こうとするところの、最初の本格的な研究書をめざして」(p. 2)書かれた作品である。

この作品を構成する部目は、日本と米国の査定制度の現状における比較(第2章)、両国の査定制度の相互に交錯あるいは乖離する歴史(第3章)、日本の査定制度が戦後初期に労働組合に受容される電産の事例(第4章)、査定が雇用差別に利用される差別の詳細な分析(第5章)からなる。また、序章では過去の研究史の批判が、終章では今後の研究課題が述べられている。なお、これ以外にかなりの質と量の補論がある⁽¹⁾。

この研究から、例えば我々は、しばしば通念

(1) 補論は1と2があり、いずれもタイトルは小池和男著『アメリカのホワイトカラー』批判となっている。この内容についてはこの書評では取り扱わない。アメリカのいわゆるイグゼンブト従業員の定義と実態に関わって貴重な基礎資料を提供している。事実それ自体の発見と整理という点では本書を通じて最も充実しているとすら思われるが、本書の課題とは直接の関係がないこと、また、遠藤一小池両氏の忌憚のない討論が書評以上に大切であることによりこの部分の評価を割愛する。だが、それ以上に著者と小池氏との学問的討論が成り立っていないことの深い理由はそれなりに書評本文で触れることになる。

によりかかって論じていた日米の査定制度の違いを、これからは拠るべき資料に基づいて論ずることが可能となった。あるいはまた、日本の戦前から戦後にかけて査定制度についてどのような文献が重要かを知る手掛かりを与えてくれている。これらは、しかし、「本格的な研究書」と言うには周辺のメリットである。中核は、言うまでもなく我々の査定についての理解（あるいはイメージ）がどのように深められ豊かになったのかという方面で語られるべきであろう。だが、この点について私の率直な印象はネガティブな方向に傾いている。この傾きを十分明晰な論理で語る自信を毛頭ももちあわせていないけれど、ある意味で、本書はあまりにもきまじめな研究だけに、私もあえて非力をさらすきまじめさをもって、この不躰な印象を以下言葉に置き換える努力をしたいと思う。

勿論、著者は本書を通じて日本の人事査定制度が少なくも米国との比較において「公正さ」を欠くということを「実証的」に明らかにしたと言われるに違いない。小池和男、青木昌彦らの主張はこの「公正さ」の欠如を無視した「実証のない仮説」であり、おそらく、私もこの「仮説」に過ぎないものに影響されてしまった一人とされている。その私が「ああそうでした、認識が間違っていました」と心から反省することができれば、苦労はしないけれど、素直にそうは思えない。だから、これほどまでに「実証的」に明らかにしたことをあなたは何故素直に受け入れられないのか、という著者なら懐いて当然の疑問に、印象ではなくて論理で説明する義務が私の側に生ずるだろう。

しかし、ことは「公正さ」とは何かであって、これ自体おそらく正しい人間関係とは何かという問いに等しく、そしてそれは人間とは何かという究極の問いかけに近似してしまう問いである。少なくとも、その深淵と混沌を予感すれば

こそその慎重な接近術が、人間存在の問いをはぐらかすことができない社会科学には課せられている。本書はこうした難問それ自体ではないが、その近傍に接近せざるを得ないテーマを主題にした必然的結果として、こうした側面からの秤量を避け得ない運命にあるように思われる。勿論、今様に人事査定をもっとテクニカルに、マニュアル的に取り扱うという大勢に身を任せるのが処世の知恵かもしれないけれど、上に述べた私の違和感が人間存在への接近術と無縁でなさそうなので致し方ない。今様の評価軸をもって本書はどのような位置にあるのかは別途述べられる必要がある。

2 若干の疑問

その前にいくつかの疑問点を示したい。

査定定義について。「人を評価する行為一般」と「人事査定制度」の区別に関して（pp. 2 - 3）、著者は後者が「人の全人格でなく、「働きぶり」のみを評価しようとした点」及び「産業心理学の研究成果をふまえて、評価方法を考案し整備した点」で前者と区別されると言う。前者と後者が違うことは直感的には了解できるが、著者の区別法はより具体的には「昇給のための評価基準が明確に制度化されなく、上司の裁量幅の大きい総合決定給」にともなう評価は「本書の定義した査定制度ではない」と言う（p. 29）。この区別は無理がある。おそらく、現在の日本の査定も「働きぶり」と人格（traitsと言ってもよい）とは区別し切れていないから査定ではないということになり、あるいは本書第1章の事例企業も本給は総合決定給であるから査定ではないということになり、納得できない。私は単純に人事上の目的で従業員を評価するのが査定だと考えているが、それでは何故まずいのだろうか。

しかし、著者にしてみれば、先の区別をしないと、「日本の人事査定制度の起源は、米国の

人事制度である」(p.311)という命題が維持できなくなるのではないか。この疑義が3章を読む際に半信半疑の気分にとらわれた原因である。

より内容的には、「働きぶり」のみの評価でなくては「下位者の全人格的な従属」(p.3)に連なってしまうという前提が著者にあると考えられる。「民主主義」にとっても「工業化」にとっても「働きぶり」のみの評価が必然であるばかりでなく、それがよきことであるという前提である。同様の論理的比重で「働きぶり」のみの評価では「下位者の全人格の評価・賞賛」の舞台も企業や職場から消えてしまう可能性が高いが、こういう理解は何故駄目なのか、という議論を私などはしてみたいのだが、上の区分は、はじめからそういう議論を誘う風味を殺してしまっていて残念である。

査定結果の分布規制について。著者は日米の査定制度の違いの一つとして「米国では、査定結果を分布制限することは少ないが、日本では多い」(p.89)と指摘する。私は日本で分布制限をしている最大の理由は賃金源資の部門間の配分の公平を目指しているからだと理解しているが、米国では部門間の配分格差はどのように観念されているのだろうか。ここでは日米の賃金源資の部門間の配分原理の相違とその根拠に触れないと、日米の分布規制に関する違いを正確に伝えたことにならないのではないか。日本では著者も指摘するように「調整」を行って分布規制を確保している。「調整」により、著者流に言えば、元々の絶対評価にちかひものが相対評価になっていくのであろう。この点に関連して著者は「昇給原資を絶対評価の結果で比例配分すれば、格差のある定期昇給幅の決定は可能である。アメリカ企業におけるところの、絶対評価の結果による昇給原資の配分は、この実例であろう」(p.166)と言う。そうすると、アメリカでは査定がはるかに公正であるから、

その結果としての部門間格差は正当な格差に違いないという論理であろうか。それでもある部門が他に比べて相対的に甘い評価だということはあるだろう。この問題を従業員はどういう風に納得しているのだろうか。

労働者の公平観、労働組合機能について。私に対する批判への感想も付け加えておかななくてはならない。(ア)石田(1985)は査定制度が「日本の勤労者の公平観に内在的」との主張をしたが、石田(1990)はそれは「理念」であって「実態」ではないとしている。両者はどう関係しているのか(pp.38-39)。(イ)石田(1992)は査定を通じての労働者間競争に規制を加えない日本の労働組合について「インターナショナルに共通な組合機能の内実は着実に崩壊に向かって」としているが、「公平観に内在的」であれば、「組合は規制してはいけなるとさえいえる」のに、どうして組合機能の崩壊を言うのか(p.39)。(ウ)石田(1990)は人柄や人格を評価することを「日本の勤労者の公平観」だとし、そのことが「能力主義管理」への「共鳴」に結果したというが、「能力主義管理」は実は人柄や人格の評価から能力の評価へと「超克」しようとした(pp.166-167)。石田は矛盾していないか。

紙幅の関係ばかりでなく、主として私の力不足のために、著者を説得するに十分な記述はかなわない。(ア)については、石田(1990)が差別問題に問題性をみる人々にも無用な誤解を与えないためにより丁寧に説明したというだけであって、むしろ日本の査定制度がそういう問題性を事実として含みながら労働者からも受容されているありがたみに問題性というならより深い問題性がある、これをどう解釈するかに私の問題関心があった。(イ)は日本の労働者が労働者間競争を受容する体質にあること、組合員間の反競争・平等主義を具体化したものが国

際的に共通な労働組合機能だとすれば（著者はそうではないという理解かも知れないが）、日本の労働組合は機能麻痺を予告されているが、事実としてそれが確認されたということを言いたかった。わかりきったことを言うなという主旨であろうか。それに対しては、日本の労使関係のアクターは労使関係論の想定するアクターとは違う、したがって、労使間のルールは著しく個別化していて、これを扱う方法を考えなくてはならないということを言いたかったと言えば「労使関係論」からの「脱却」を志している著者の理解が得られるだろうか。（ウ）書物としての『能力主義管理』の解釈は著者が正しい。しかし、著者も承知のように実業の現場で査定要素としての「能力」の文書上の規定、査定者の「能力」理解を精一杯了解しようとするれば、純粋な「能力」の管理がいかに人格それ自体と不可分のものであるかは容易に察しがつくだろう。「能力」が人格と不可分のものとして評定されざるを得ないということに関する経験上の確からしさが「能力主義管理」の普及の根底にあったのだ、と言いたかったのだが、この証拠を資料で示す努力が私が怠っているというのであれば、その通りである。だが、この点は社会科学の方法、即ち実証と解釈の関係として議論されなくてはならない。

方法について。著者は「労使関係論が査定制度を研究する理論枠組みを欠落していたこと」（p.9）が査定の研究を阻んでいたと言う。そうだとすると、著者の「本格的な研究」にあっては何らかの新しい「理論枠組」が用意されているはずであるが、必ずしも明瞭ではない。熊沢誠が査定制度の研究で先駆的であったのは「労使関係論からほぼ脱却した」（p.14）からであったと言う。そうすると「脱却」後の熊沢の「理論枠組」の批判的検討が欠かせないように思われるが、そこに踏み込まずに、むしろ、私

も含まれるところの「実証のない「公正な査定」論」への批判に熱がこもる。これへの批判は単なる実証で済むという段取りかもしれないけれど、単なる歴史記述や単なる事実の記述があり得ないということは著者も十分承知のはずである。著者が随所で強調される「実証」、あるいは「実証する」という意味が時に単なる事実の記述になってはいまいか。計量経済学の実証とは異なり、歴史的社会的事象の「実証」は観察者の事実についての執拗な意味付与によって語られる物語（あるいはストーリー）としてしか示せない。従来の諸説が伝えるストーリーの中に意味付与以前の事実それ自体の誤解やストーリーで取り上げられるべき事実の偏りは指摘されて当然であるが、実りある議論のための回路は、そこにとどまらず、新たなストーリーテラーとして自らを湧出することである。そうした演出性の貧しさが「実証」性の豊かさと誤認されていなければよいが。

3 実証と解釈

私の懐いた違和感は上に触れたストーリー作りに関わっている。本書のストーリーは、単純化が過ぎるかもしれないけれど次のように理解される。日本の査定制度はアメリカの発展史に比較して数十年の遅れをとっている。この遅れは査定の公正さの不備であり、企業レベルで言えば人事領域における職務の規定性が弱く、社会のレベルで言えば法による差別の規制の弱さとして現れている（2・3章）。実際、査定による賃金格差は思想と性による差別と判定できる明白な事例がある（5章）。それでも日本の査定制度が維持されたのは労働者に公平観が存在しなかったためである（4章）。それはとまかく査定制度が、第一に「従業員の自主的な合意」に基づいていること、第二に「普遍的公正性を主張できる」ことが肝要で、「現代日本の人事査定制度は、この両点で、先進工業国の中

でかなり見劣りする」(p.277)。

この物語のわかりにくさは「見劣りする」制度が制度として存続してきた歴史の解釈が無きに等しいことである。著者自身「査定制度によって労働者が意図的な雇用差別を受けること」と他方で「労働者ないし労働組合が査定制度の適用を受容するという」両極端に「日本の査定制度と労働者との関係」はある(p.283)と言う。ここに立ち止まって思いをめぐらすことができれば、日本の労働者の社会的性格について様々な解釈をせざるを得ないはずである。が、著者は足早に「雇用差別」の「実証」へと急ぐ。ここを解釈することにもう少し熱心であれば、「実証のない「公正な査定」論」との真摯な討議が可能であったと思う。周知のように労働者自身が「差別者」であり、その主観においては「差別」ではないという思想に支えられての確信的「差別者」、これが、私も含んでの、私たちの自画像ではなかったのか。女性の「雇用差別」を念頭におけば、このことは少しも誇張ではない。こうした自画像との折り合いをどのようにつけるのが解釈の正念場である。ここを足早に立ち去って「雇用差別」の「実証」や米国の査定基準を紹介するのは物語が具有しなくてはならない話の脈絡を欠くと言わざるを得ない。

もっと、端的に言えば、雇用差別の存在、それは実証以前に体験的に知っていることなのだ、米國がなにやら公正ということについて過敏と言ってよいほどに人工的な法制度を構築してきたこともおおよそは聞きかじっているのだ、その本質をほぼ知りながら「知らない振り」をしてまで、「実証のない「公正な査定」論」者が苦心したのは、かの自画像を正視して、恥ずかしさばかりでなく応分の誇らしさをもみてとれる鑑賞眼をもつことであった。

著者も第4章ではこの苦心に直面したと推察される。だが、ここでも「実証」はあっても解

釈が欠けている。詳細にわたる紙幅がないが、電産が能力給の査定についての基準を示し得なかったことから、「公平観」そのものが存在しなかったと評価する」(p.275)。そして、現代日本の労働者も査定のあるかたについて「合意をまだ形成していない」(p.276)と著者は判断する。私の疑問は素朴である。何らの合意なき制度などというものが世に存在するのだろうか。むしろ、査定制度の日本的特徴それ自体に労働者の公平観が埋め込まれているという仮説的解釈にたつて戦後の労働史を読み解くことが自画像を正視することではないかという誘惑に惹かれる。電産の能力給の算定における発揮度の中の「私情を抑えて協同して仕事をするか」「職務に忠実か」「安請負がないか」(p.261)等その後情意考課と呼ばれる文言の数々、電産が賃上げの方便として生活原理だけでは正当性が弱く、敢えて能力給を言わざるを得ないと認識し、その能力というのは「技術、能力、経験、学識」(p.253)と頑なに言う以外になかったということ、これらは大声で言うのは気恥ずかしかったに違いないが、「仕事のできる立派な人」に報いて欲しいという素朴な叫びを伝えて十分ではないのか。

以上、書評と言うより舌足らずの読書ノートのようなものになってしまった。このことを著者に申し訳なく思う。

[文献]

石田光男(1985)「賃金体系と労使関係(上)(下)」『日本労働研究雑誌』315, 316号

石田光男(1990)『賃金の社会科学』中央経済社

石田光男(1992)「査定と労使関係」橋木俊詔編『査定・昇進・賃金決定』有斐閣(遠藤公嗣著『日本の人事査定』ミネルヴァ書房, 354 + 5 頁, 3800円 + 税)

(いしだ・みつお 同志社大学文学部教授)